

板橋区保育力強化事業補助金交付要綱

平成29年9月27日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図るため、事業者がその取組みに要する経費の一部を予算の範囲内で補助することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める用語の定義は、別紙1に定めるものとする。

(補助対象施設・事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる施設・事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、国、地方公共団体以外の者が設置する板橋区内所在の次の各号のいずれかに該当する施設又は事業（公設民営を除く。）とする。

(1) 認証保育所

東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に規定する東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）。ただし、東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び同条第3号の規定により認定を受けた認証保育所(地方裁量型認定こども園)は除く。

(2) 定期利用保育事業（専用施設、一時施設）

東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3中2（2）ウ又はエの規定に基づき実施する定期利用保育事業

(3) 多様な他者との関わりの機会の創出事業

多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和5年3月30日付4福保子保第4943号）に規定する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象としない。

(1) 施設、事業を設置・運営する者が個人の場合、特別区民税及び軽自動車税を滞納していること

(2) 施設、事業を設置・運営する者が法人の場合、法人住民税を滞納していること

(3) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員

に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

3 次の各号のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
- (2) 児童福祉法、社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した前項第1号又は第2号に規定する補助対象施設・事業の設置者が設置するもの
- (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ

(5) とうきょう すくわくプログラム推進事業

別表5に掲げるとおり、とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱(令和6年3月29日付5子企企第676号)に定める事業に必要な経費。

ただし、150万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添付して、別に定める日までに区長に提出しなければならない

第9条 区長は、第7条による交付決定又は第8条第2項による変更交付決定を行った場合は、交付決定者から保育力強化推進事業補助金交付請求書（別記第6号様式）及び必要な書類を徴し、支払うものとする。

（承認事項）

第10条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （1） 補助事業の内容を変更しようとするとき
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(是正のための措置)

第 16 条 区長は、交付決定者の行う事業が、その交付決定の内容及び補助要件等に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し、事業に適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

(交付決定の取消し)

第 17 条 区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に

後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(延滞金の計算)

(準用)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）に定めるところによる。

(委任)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 2

別紙 1

- 1 「零歳児」とは、当該保育の実施がとられた年度の初日の前日（前年度から引き続き保育の実施がとられている児童については事業実施年度の初日の前日）において、1歳に満たない児童をいい、その児童が年度の途中で、1歳に達した場合においても、その年度中に限り零歳児とみなす。
- 2 「病児・病後児保育事業」とは、東京都病児保育事業実施要綱（平成 21 年 9 月 8 日付 21 福保子保第 375 号）の第 4 の 1 又は 2 に定める事業として板橋区が助成する事業をいう。
- 3 「一時預かり事業・定期利用保育事業」とは、東京都一時預かり事業実施

断された入所児童をいう。

- 8 「育児困難家庭」とは、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健所又は福祉事務所又はこども家庭センターが関与している家庭であって、家庭での育児が困難と判断されたものをいう。
- 9 「外国人児童」とは、両親、父又は母が外国人の児童であって、児童本人、両親、父又は母の言語・習慣・食事に特別な対応を要する児童のことをいう。

別表4 認証保育所独自の取組加算

加算項目		加算項目の対象	算定基準			補助対象施設・事業
認証保育所 独自の取組	育児講座、育児相談	地域の子育て家庭を対象に、施設で培われた育児に関する知識を広める講座又は育児相談を行う施設	年3回以上実施した場合、施設当たり10万円			認証保育

保管様式1

病児・病後児保育事業

年度

利用者区分	利用人数												
	4月	5月	6月	7									

利用者区分	利用人数												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月						

保管様式3-③

障害児保育＜その他(身体)＞

年度

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注:認定日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。＜例＞6月10日に認定を受ける。⇒ 7月から加算対象となる。

＜その他

加 算 項 目			基 準	実 施 回 数 等	実 施 状 況							
1	次 世 代 育 成 支 援	小中高生の育児 体験受										

合計人数		人
実習の加算内容	ア	イ

加算項目			基準	番号	実習生氏名・所属		実施内容 ※実習期間が前期・後期など複数回の場合は②③に追記	実施期間
------	--	--	----	----	----------	--	-----------------------------------	------

	実施日	実施時間	相談対応者			利用呼びかけの方法	相談者数

	実施日	実施時間	相談対応者			利用呼びかけの方法	相談者数
			医療機関名	医師名			

研修参加職員氏名	研修実施主体	研修タイトル	研修内容	受講月日

(参考様式)

年度板橋区保育力強化事業補助金 収支予算書抄本

(収入の部)

区分	金額	適用
都補助金収入		年度板橋区保育力強化事業補助金
その他収入		保育料収入、補助金収入
収入の部 合計		※「支出の部」合計と同額

(支出の部)

(参考様式)

年度板橋区保育力強化事業補助金 収支決算書抄本

(収入の部)

区分	金額	適用
都補助金収入		年度板橋区保育力強化事業補助金
その他収入		保育料収入、補助金収入
収入の部 合計		※「支出の部 合計」と同額

(支出の部)

令和 年 月 日

板橋区長 宛て

設置者住所
設置者名
代表者名

令和 6 年度板橋区保育力強化事業補助金交付申請書

標記の件について、令和 6 年度板橋区保育力強化

別紙 1 （認証保育所）

令和 6 年度板橋区保育力強化事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額						補助所要額 (G=F) 千円未満切り捨て

別紙 1 （定期利用保育事業）

年度板橋区保育力強化事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E = D) 千円未満切り捨て

別紙 1 （多様な他者との関わりの機会の創出事業）

年度板橋区保育力強化事業補助金 所要額調書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E = D) 千円未満切り
------------	--	--	--	----------------------------

年度板橋区保育力強化事業 施設・事業別算定内訳（特別保育事業等推進加算）

施設・事業所名

1 特別保育事業等推進加算

加算 項目 実施月		1	2	3	4	5	6	7	8
---------------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---

3 第三者評価受審費加算

(単位：円)

項目	実施予定月	上限額（円）	支出予定額	選定額（C）
第三者評価受審費		月		

4 認証保育所独自の取組加算

加算項目		基準
------	--	----

別記第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様
(施設名)

板橋区長

____年度 板橋区保育力強化事業補助金交付等決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

板橋区長 宛て

設置者住所

設置者名

代表者名

年度板橋区保育

別紙 1 （認証保育所）

年度板橋区保育力強化事業補助金 所要額変更調書

施設・事業所名

算定基準による算定額						補助所要額 (G = F) 千円未満切り捨て
1 特別保育事業等 推進加算 (A)	2 地域子育て支援 推進加算 (B)	3				

別紙 1 (定期利用保育事業)

年度板橋区保育力強化事業補助金 所要額変更調書

施設・事業所名 _____

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E = D)<
------------	--	--	--	-------------------

別紙1（多様な他者との関わりの機会の創出事業）

年度板橋区保育力強化事業補助金 所要額変更調書

施設・事業所名

(単位：円)

算定基準による算定額				補助所要額 (E = D) 千円未満
------------	--	--	--	--------------------------

